

防府市建設工事等契約事務手続要綱

平成 9 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、別に定めのあるものを除くほか、本市が発注する工事等（防府市建設工事等請負業者選定事務要綱第 1 条に規定する「建設工事等」をいう。）の適正な施行を確保するための手続等について必要な事項を定めるものとする。

(工事等の委託)

第 2 条 支出負担行為課（工事等の予算を執行する課をいう。以下同じ。）の課長は、工事等の施工、設計及び監督等を工事担当課（工事を直接に担当する課をいう。以下同じ。）に委託するときは、工事等施工依頼書（第 1 号様式）を工事担当課の課長を経由して工事担当課の所属する部の部長に提出しなければならない。

(現場説明)

第 3 条 入札（一般競争入札及び指名競争入札をいう。以下同じ。）又は随意契約による見積合せを行う前に実施する現場説明は、現場説明書（第 2 号様式）により行うものとする。

(随意契約)

第 4 条 工事担当課の職員は、工事等の契約を随意契約の方法により行おうとするときは、見積執行伺（第 3 号様式）により工事担当課の課長の決裁を受けなければならない。

2 随意契約による見積合せを行うときは、見積書（第 4 号様式）を徴するものとし、その結果については、見積執行調書（第 5 号様式）を作成するものとする。

3 工事担当課の課長は、随意契約の相手方を決定したときは、見積執行報告書（第 6 号様式）に見積執行調書の写しを添えて契約課長に報告しなければならない。

(契約の保証)

第 5 条 工事等の契約を締結する場合において、契約保証金の納付を求める場合の取扱いは、別記「契約の保証に関する取扱要領」によ

るものとする。

（契約保証金の免除）

第6条 防府市財務規則（平成8年防府市規則第6号）第112条第3号に規定する市長が別に定めるものとは、設計金額が1,000万円未満の工事請負契約とする。

（契約の締結）

第7条 支出負担行為課において工事等の契約を締結しようとするときは、支出負担行為決議書に次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- （1） 工事起工伺
- （2） 入札執行報告書又は見積執行報告書
- （3） 入札執行調書又は見積執行調書
- （4） 予定価格調書
- （5） 入札書又は見積書
- （6） 委任状
- （7） 契約書
- （8） 契約の保証に関する書類（契約の保証を求める場合に限る。）

（同一入札参加業者の下請の禁止）

第8条 下請業者（再下請以降の下請を含む。）には、同一入札参加業者（入札を辞退した者を含む。）を使用することができないものとする。ただし、下請負代金の額（複数の同一入札参加業者へ下請を発注する場合は、当該下請負代金の合計。）が請負代金の額の3割を超えない場合は、この限りではない。

（前払金・中間前払金）

第9条 防府市工事執行規則（昭和52年防府市規則第42号。以下「工事執行規則」という。）第42条第1項に規定する前金払の方法により支払う前払金（以下、前払金という。）の額は、請負代金の額の4割以内とし、算出した前払金の額に10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 工事執行規則第42条第2項に規定する前金払の方法により支

払う前払金（以下、中間前払金という。）の額は、請負代金の額の2割以内とし、算出した中間前払金の額に10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、工事の内容の変更その他の理由により請負代金の額を減額した場合は、前項の前払金と中間前払金を合計した金額が請負代金の額の6割を超えないものとする。

- 3 前払金及び中間前払金を支払うことができる工事等は、請負代金の額が300万円以上の建設工事とする。ただし、中間前払金にあっては部分払の支払を受けたものを除く。
- 4 工事執行規則第42条第3項の規定による認定をしようとするときは、認定請求書（第7号様式）に工事履行報告書（第8号様式）を添えて請負者に提出させるものとする。
- 5 認定請求書の提出を受けたときは、工事執行規則第42条第4項の規定により、遅滞なく、次の各号に掲げる要件（地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条第3項各号）に該当するかどうかの認定をし、その結果を認定調書（第9号様式）により当該請負者に通知するものとする。
 - （1） 工期の2分の1を経過していること。
 - （2） 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - （3） 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- 6 債務負担行為又は継続費に係る契約においては、前項中「工期」とあるのは「当該会計年度における工期」と、「既に行われた当該工事」とあるのは「既に行われた当該会計年度の工事」と、前項及び第2項中「請負代金の額」とあるのは「当該会計年度における出来高予定額」と、第3項中「部分払」とあるのは「当該会計年度における部分払」と読み替えて、第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

（設計変更）

第10条 施工中の工事等において設計変更をすることができる工

事等は、現に施工中の工事等と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として変更設計金額が当初設計金額の3割以内のものとする。

(工期)

第11条 年度内に完成する工事等については、原則として3月15日をもって工期の最終日とする。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成10年5月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式

第 号
年(年) 月 日

部長 様

部長
(課扱)

工事等施工依頼書

下記のとおり工事等の施工を依頼します。

記

工事名						
施工場所						
年度						
予算区分						
支出科目	会計			款		
	項			目		
	事業 1			事業 2		
	節			細節		
	細々節					
予算額						
施工時期						
備 考						

第2号様式

工事台帳番号：

現 場 説 明 書

施 工 年 度	年度	工 事 担 当 課			
工事(業務)番号	第 号	工 事 種 別 等			
工 事 (業 務) 名					
施工(業務)場所	防府市				
発 注 者 名					
入札(開札)日時	年	月	日	時	分
入札(開札)場所					
契 約 方 法					
工事(業務)内容	別添：「図面及び仕様書」				
着 手 の 時 期	年	月	日	完成の時期	年 月 日 施工日数 日
前 払 金 中 間 前 払 金			防府市財務規則（平成8年防府市規則 第6号）及び防府市工事執行規則（昭 和52年防府市規則第42号）による。		
部 分 払	回				
契 約 保 証 金					
工 程 表					
契 約 書 約 款	防府市工事請負契約標準書式第1号様式とする。 ただし、業務委託契約については、別途定める様式とする。				
工事(業務)内容 の 質 問	質問は 年 月 日までに「工事（業務）内容質問書」（閲覧場所に備 付け又は防府市ホームページからダウンロード）を に持参または FAXにより提出のこと。 (防府市ホームページURL:https://www.city.hofu.yamaguchi.jp/)				
質 問 へ の 回 答	回答は、 年 月 日から入札日の間、契約課の閲覧場所及び防府市ホー ムページ（入札情報公開システム）において「工事（業務）内容に関する質 問回答表」で閲覧に供する。 なお、再質問への回答は再質問提出の翌日（閉庁日を除く。）に行う。				

第3号様式

合 議	取 扱 者	係 長	技術補佐	課長補佐	課 長	月 日

見積執行伺

下記のとおり見積合せを行いたく伺います。

記									
工事(業務)番号		第 号			工事台帳番号				
工 事 (業 務) 名									
施工(業務)場所		防府市							
設 計 図 書 配 布		年 月 日 (曜) 時 分		見積合せ		年 月 日 (曜) 時 分			
場 所									
現説担当者						補・単・起・別			
工 程 表		前払金・ 中間前払金		内 渡		回		契約保証金	
工 期		日間 年 月 日 限り							
指 名 業 者									
業者連絡 年 月 日									
番 号	業 者 名			番 号	業 者 名				
1				10					
2				11					
3				12					
4				13					
5				14					
6				15					
7				16					
8				17					
9				18					

見 積 書

年 月 日

(宛先) 防府市長 様

住所

商号又は名称

代表者



代理人



1 工事(業務)番号 () 第 号

2 工事(業務)名

3 施工(業務)場所

上記の工事等について、防府市工事執行規則、防府市財務規則、設計書、仕様書、図面及び実地を承認し、次のとおり見積りします。

	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
金 額										

(注)金額欄には、消費税及び地方消費税を含まない額を記入し、金額の頭に¥を記入してください。

見積執行調書

工事(業務)担当課				工事(業務)番号			
執行年月日				見積場所			
工 事 (業 務) 名							
施工(業務)場所							
工事台帳番号				工事種別等			
見 積 の 結 果 落 札 ○ 印	順位	見積金額 (単位： 円)			見 積 業 者 名		
		第 1 回	第 2 回	第 3 回			
※上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が会計法上の申し込みに係る金額である。							
職 氏 名	執 行 者			立 会 人			

見積執行報告書

契 約 課 長 様										第 年 月 日 号	
このことについて、下記のとおり見積執行し、随意契約の相手方が決まりましたので報告します。										課 長 名	
工 事 (業 務) 番 号											
工 事 (業 務) 名											
設 計 図 書 配 布		年 月 日 (曜) 時 分		見 積 執 行 日 時		年 月 日 (曜) 時 分					
見 積 場 所											
請 負 業 者 住 所											
請 負 業 者 氏 名											
契 約 保 証 金											
契 約 保 証 金 額		円									
契 約 年 月 日		着 工 日		契 約 工 期		工 期		日			
現 場 代 理 人		主任技術者		監理技術者							
起 工 額				見 積 回 数		回					
予 定 価 格				見 積 書 比 較 価 格		円					
見 積 金 額				契 約 金 額		円					
見 積 参 加 業 者 名											
番号	業 者 名			番号	業 者 名						
1				6							
2				7							
3				8							
4				9							
5				10							

認 定 請 求 書

年 月 日

(宛先) 防府市長 様

(受注者) 住所

氏名

下記の工事について中間前払金の請求をしたいので、要件を具備していることを認定されたく
請求します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
請負代金額	
摘 要	

※添付書類 工事履行報告書

工 事 履 行 報 告 書

工 事 名	報告年月日 年 月 日		
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
日 付	年 月 日 現在		
月 別	予定工程 % ()は工程変更後	実施工程 %	備考
年 月	()		
年 月	()		
年 月	()		
年 月	()		
年 月	()		
年 月	()		
年 月	()		
年 月	()		
年 月	()		
年 月	()		
年 月	()		
(記載欄)			

(注) 1 予定工程は、完成までの予定出来高累計を記入すること。
2 実施工程は、当該報告月までの出来高累計を記入すること。
3 債務負担行為又は継続費に係る契約においては、認定請求年月日の属する年度分についてのみ記入すること。

認 定 調 書

第 年 月 号 日

(受注者)

様

防府市長

下記の工事についてその進捗を調査したところ、中間前払金の請求をすることができる要件を具備していることを認定します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
請負代金額	
摘 要	